

内部通報規程

(目的)

第 1 条 この規程は、従業員等からの組織的又は個人的な法令違反行為、服務規律違反並びに懲戒事由に該当する行為、その他当社グループ及びその役職員の権利、財産、身体、社会的信用を損なう可能性のある行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正をはかり、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程の適用範囲は、南陽並びにグループ各社において適用する。

(窓口)

第 3 条 従業員等からの通報を受け付ける窓口は常勤監査等委員及び社外通報窓口とする。また、法令等違反行為に該当するかの確認及び相談等に応じる窓口を人事総務部に設置する。

(窓口の利用)

第 4 条 次の各号に掲げる違法・不正・反倫理的行為が生じ、又は生じる虞があり、これについて従業員等が通常の業務執行上の手段・方法によって対処・改善することが困難である場合に、従業員等はこの規程の定めるところにより、通報窓口へ内部通報することができる。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 役員、従業員、取引先、最終ユーザー、その他利害関係者の安全、健康に対する危険な行為
- (3) 環境悪化もしくは環境破壊を招く行為
- (4) 定款、社内規程に違反する行為
- (5) 会社の基本方針、行動基準に違反する行為
- (6) 当社の名誉又は社会的信用を失墜する恐れのある行為
- (7) その他の不正行為

(通報の方法)

第 5 条 通報及び相談については、下記電子メール及び電話番号を窓口とする。

南陽グループ社内窓口：常勤監査等委員

電 話 番 号：0 9 0 - 3 6 6 4 - 7 3 3 9

メールアドレス：honbu@nanyo.co.jp

社 外 窓 口 ①：おくだ総合法律事務所（相談先：奥田貫介弁護士）

電 話 番 号：0 1 2 0 - 9 7 6 - 4 8 1

メールアドレス：info@okuda-lawyer.com

社 外 窓 口 ②：南谷綜合法律事務所（相談先：南谷敦子弁護士）

電 話 番 号：0 9 2 - 7 2 4 - 1 1 1 3

メールアドレス：soudan@minamitani-law.jp

※社外窓口受付時間：平日 9：00～17：00

(通報者及び相談者)

第 6 条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、当社及びグループ各社の役員、社員、契約社員、パート、アルバイト、派遣労働者、退職者、取引事業者とする。また、通報者が通報する場合、原則として、氏名及び所属先を示すものとする。

(調査)

第 7 条 通報された事項に関する事実関係の調査は、常勤監査等委員が行い、倫理委員会に報告する。

- 2 常勤監査等委員は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる「調査チーム」を設置することができる。

(協力義務)

第 8 条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、常勤監査等委員及び「調査チーム」に協力しなければならない。

(是正措置)

第 9 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、会社は速やかに是正措置及び再発防止措置に講じなければならない。

(社内処分)

第 10 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、会社は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

(通報者等の保護)

第 11 条 会社は、通報者等が相談又は、通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 会社は、通報者等が相談又は、通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚などを含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

（機密情報管理）

第12条 次の各号に定める機密情報については、開示してはならない。会社は、正当な理由なく機密情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

- （1）通報された内容
- （2）通報者・被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）の情報
- （3）調査内容・結果

（通知）

第13条 会社は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、通知しなければならない。

（不正の目的）

第14条 通報者などは、虚偽の報告や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。会社は、そのような通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

（相談又は通報を受けた者の責務）

第15条 通報処理担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者などの管理者、同僚等を含む。）は、この規程に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

（附則）

1. この規程の改廃は、別に定める「規程管理規程」に基づくものとする。
2. この規程は、2016年10月1日より制定実施する。
3. この規程は、2019年6月25日より改定実施する。
4. この規程は、2021年6月22日より改定実施する。
5. この規程は、2023年6月27日より改定実施する。